

国外居住親族に係る扶養控除等の適用について

板橋区課税課

平成27年度の税制改正で、日本国外に居住する親族について扶養控除等を申告する場合に、「親族関係書類」および「送金関係書類」の添付または提示が義務化されました。

なお、いずれの書類も外国語で記載されている場合は日本語の翻訳文が必要です。

※平成29年度以降の個人住民税の申告の際に必要となります。

◎「親族関係書類」とは

次の①または②のいずれかの書類で、国外居住者が申告者本人の親族であることを証するものをいいます。

① 次のAおよびBの書類（どちらか一方の場合は認められません）

A 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類でその国外居住の扶養親族が申告者本人の親族であることを証するもの

B 国外居住親族の旅券（パスポート）の写し

② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類でその国外居住の扶養親族が申告者本人の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所および生年月日の記載があるものに限り。）

◎「送金関係書類」とは

以下の書類で、申告者本人がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類をいいます。（該当する年分ごと、各扶養親族ごとに必要です。）

① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により申告者本人から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、申告者本人がクレジット会社と契約を締結し、国外居住者が使用するために発行されたカードでその支払いを申告者本人がすることとしているもの（いわゆる家族カード）に係るもの

※国外居住者が複数いる場合、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住の扶養親族の各人ごとに必要となります。

（例）妻と子どもの分の生活費を妻の名義の口座にまとめて送金した場合は、妻の扶養のみ認めることができます。

※「親族関係書類」および「送金関係書類」がない場合には、その親族に扶養控除を適用することはできませんのでご了承ください。

—裏面もご覧ください—

国外居住親族に係る扶養控除等の見直しについて

(令和6年度以降)

税制改正により、国外居住親族について、控除の対象となる扶養親族（控除対象扶養親族）の要件が厳格化され、令和6年度以降、30歳以上69歳以下のうち、以下のいずれにも該当しない者は、扶養控除の適用対象外となります。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障がい者
- ③ その納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

国外居住親族の年齢	16～29歳	30～69歳	70歳～
扶養控除の対象	対象となる	対象とならない※	対象となる

※上記①～③に該当する者を除く

また、上記の扶養控除の対象外となる国外居住親族については、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額、個人住民税均等割の税率軽減等の算定の対象にもなりません。